

令和5年度 第3回
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和5年8月18日(金)
午前10時00分
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 山形県最低賃金の改正決定について(答申)
 - (2) 山形県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について(諮問)
 - (3) その他
- 3 その他
- 4 閉会

資料目次

I	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況	1
II	令和5年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出書	
1	山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されない はん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低 賃金	2
2	山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金	4
3	山形県自動車・同附属品製造業最低賃金	7
4	山形県自動車整備業最低賃金	9
III	2023年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）	12

令和5年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局 作成

特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 (人)	合意労働者 (人)	合意労働者 の割合 (%)	備考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	7月24日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	2,368	807	34.1%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7月24日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	15,899	8,898	56.0%	
自動車・同附属品製造業	7月24日	JAM南東北山形県連絡会 会長 納富 聡	4,910	2,044	41.6%	
自動車整備業	7月24日	自動車総連山形地方協議会 議長 佐藤 篤志	3,169	1,529	48.2%	

(注) 1 適用労働者数は、各産業の令和4年12月1日現在（前年度調査）の実質的な労働者数。
2 合意労働者の割合は、小数点第二位以下四捨五入。

2023年7月24日

山形労働局長
小林 学 殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会 長 納 富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

2,368 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書



以 上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	71	2,368人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	8	807人	
個別合意等			
総計	8	807人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		282人
2		66人
3		60人
4		47人
5		54人
6		17人
7		126人
8		155人
	合計	807人

2. 申出代表者に対する委任書（別紙に添付）

2023年7月24日

山形労働局長
小林 学 殿

山形市木の実町 12-37 大手門パルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎 隆 英

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

15,899 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以 上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	325	15,899	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	17	3,836人	
機関決定	14	4,969人	
個別合意等	1	93人	
総計	32	8,898人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			195人
2			158人
3			364人
4			241人
5			123人
6			221人
7			354人
8			196人
9			177人
10			160人
11			126人
12			265人
13			89人
14			310人
15			509人
16			258人
17			90人
	合計		3,836人

- ② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		384人
2		86人
3		504人
4		65人
5		126人
6		436人
7		302人
8		1,438人
9		64人
10		380人
11		54人
12		233人
13		326人
14		571人
	合 計	4,969人

- ③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1		93人
	合 計	93人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2023年7月24日

山形労働局長
小林 学 殿

天童市久野本四丁目15-20
やはぎビル2F-D
JAM南東北山形県連絡会
会 長 納 富 聡

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者

4, 910 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

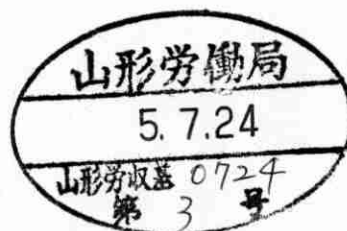
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以 上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車・同附属品製造業 E311	110	4,910人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	715人	
労使協定等			
機関決定	8	1,329人	
個別合意等			
総計	10	2,044人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備考
1			531人	
2			184人	
	合計		715人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組員）数
1		106人
2		198人
3		189人
4		130人
5		140人
6		211人
7		291人
8		64人
	合計	1,329人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2023年7月24日

山形労働局長
小林 学 殿

宮城県仙台市宮城野区榴丘 4-5-22
宮城野センタービル 2F 日産労連内
自動車総連山形地方協議会
議長 佐藤 篤志

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

3, 169 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名



以上

自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車整備業 R89 (I591 の一部、H43 の一部、 H44 の一部)	1, 027	3, 169人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	10	1, 434人	
個別合意等	13	95人	
総計	23	1, 529人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		163人
2		162人
3		102人
4		290人
5		69人
6		13人
7		144人
8		206人
9		166人
10		119人
	合計	1, 434人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

②改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った 労働者数
1		7人
2		2人
3		3人
4		4人
5		5人
6		7人
7		9人
8		1人
9		4人
10		10人
11		20人
12		6人
13		17人
	合 計	95人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

資料2 2023年度「特定最低賃金」疎明資料解説

1. 一般産業用機械製造

(1) 賃金センサスによるデータ

令和4年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

2. 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具製造業

(1) 申し出労働者間における賃金格差

18歳最低賃金額（企業内最賃）

A社： [REDACTED] (364人)

B社： [REDACTED] (196人)

C社： [REDACTED] (258人)

(2) 賃金センサスによるデータ

令和4年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

3. 自動車整備業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和4年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

R サービス業（他に分類されないサービス業）

4. 自動車・同付属品製造業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和4年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

各企業間（規模別）における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位 1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳 (指 数)	184.4	171.8	160.5
	100	93.2%	87.0%
20～24歳 (指 数)	210.8	184.3	173.5
	100	87.4%	82.3%
25～29歳 (指 数)	241.4	210.7	189.0
	100	87.3%	78.3%
30～34歳 (指 数)	287.8	229.6	203.8
	100	79.8%	70.8%
35～39歳 (指 数)	314.8	256.7	212.5
	100	81.5%	67.5%
40～44歳 (指 数)	324.2	269.2	232.2
	100	83.0%	71.6%
45～49歳 (指 数)	328.0	297.3	233.0
	100	90.6%	71.0%
50～54歳 (指 数)	387.7	308.2	227.3
	100	79.5%	58.6%
55～59歳 (指 数)	359.5	304.4	232.4
	100	84.7%	64.6%
60～64歳 (指 数)	307.5	247.2	205.7
	100	80.4%	66.9%
65～69歳 (指 数)	236.2	184.9	218.1
	100	78.3%	92.3%
70歳～ (指 数)	—	168.7	183.2
	—	—	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅱ. 電子部品・デバイス・電子回路製造業

1. 申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	1, 078	1, 041	905
(指 数)	100	96.5	83.9

2. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位 1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	—	176.3	155.1
(指 数)	—	—	—
20～24歳	248.2	206.0	150.8
(指 数)	100	83.0%	60.8
25～29歳	262.2	243.7	163.9
(指 数)	100	92.9%	62.5%
30～34歳	285.3	288.9	248.1
(指 数)	100	101.3%	87.0%
35～39歳	418.4	287.5	208.3
(指 数)	100	68.7%	49.8%
40～44歳	335.1	281.2	222.7
(指 数)	100	83.9%	66.5%
45～49歳	368.4	333.5	198.1
(指 数)	100	90.5%	53.8%
50～54歳	409.2	361.1	212.5
(指 数)	100	88.2%	51.9%
55～59歳	416.2	329.8	215.1
(指 数)	100	79.2%	51.7%
60～64歳	202.4	354.9	219.9
(指 数)	100	175.3%	108.6%
65～69歳	—	—	153.6
(指 数)	—	—	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位 1, 000円

区 分	1, 000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	183.8	164.7	162.4
(指 数)	100	89.6%	88.4%
20～24歳	197.8	179.4	185.9
(指 数)	100	90.7%	94.0%
25～29歳	203.7	201.7	193.6
(指 数)	100	99.0%	95.0%
30～34歳	207.6	211.4	223.4
(指 数)	100	101.8%	107.6%
35～39歳	200.9	214.4	230.5
(指 数)	100	106.7%	114.7%
40～44歳	247.4	222.5	247.5
(指 数)	100	89.9%	100%
45～49歳	238.0	221.3	282.6
(指 数)	100	93.0%	118.7%
50～54歳	236.5	202.3	264.0
(指 数)	100	85.0%	111.6%
55～59歳	247.5	206.5	257.4
(指 数)	100	83.4%	104.0%
60～64歳	183.5	207.9	224.2
(指 数)	100	113.3%	122.2%
65～69歳	173.1	192.1	175.4
(指 数)	100	111.0%	101.3%
70歳～	172.6	—	161.2
(指 数)	100	—	96.6%

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	184.4	171.8	160.5
(指 数)	100	93.2%	87.0%
20～24歳	210.8	184.3	173.5
(指 数)	100	87.4%	82.3%
25～29歳	241.4	210.7	189.0
(指 数)	100	87.3%	78.3%
30～34歳	287.8	229.6	203.8
(指 数)	100	79.8%	70.8%
35～39歳	314.8	256.7	212.5
(指 数)	100	81.5%	67.5%
40～44歳	324.2	269.2	232.2
(指 数)	100	83.0%	71.6%
45～49歳	328.0	297.3	233.0
(指 数)	100	90.6%	71.0%
50～54歳	387.7	308.2	227.3
(指 数)	100	79.5%	58.6%
55～59歳	359.5	304.4	232.4
(指 数)	100	84.7%	64.6%
60～64歳	307.5	247.2	205.7
(指 数)	100	80.4%	66.9%
65～69歳	236.2	184.9	218.1
(指 数)	100	78.3%	92.3%
70歳～	—	168.7	183.2
(指 数)	—	—	—



令和5年8月18日

山形地方最低賃金審議会
会長 村山 永 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県最低賃金専門部会
部会長 コーエンズ 久美子

山形県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月7日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20
年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデ
ータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の山形県最低賃金（時間額
822円）は、令和3年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申
し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

さらに、当専門部会として、山形県内の中小企業・小規模事業者の置かれた厳
しい状況を踏まえ、政府に対する要望事項として、①業務改善助成金について、
対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中
小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、一層の実効性ある制度とす
ること、②賃上げに伴い事業主の負担が増大する社会保険料の減免措置を講ず
るなど、即応性・実効性の高い施策を実施すること、③中小企業・小規模事
業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト
の上昇分の適切な転嫁の実現に向け、親事業者への監視と指導を徹底するな
ど、取引適正化の実効的な施策を一層強化・拡充すること、を山形地方最低賃
金審議会の答申に付記することを要望する。

山形県最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 822円
- (3) 発効日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,708円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$822 \text{円（山形県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 116,577 \text{円}$$

※令和5年7月12日開催中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配付資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

別紙3

○公益委員 コーエンズ久美子 本間佳子 村山 永

○労働者側委員 石川正樹 柿崎隆英 西部政行

○使用者側委員 岩田雅史 大沼拓雄 丹 哲人



令和5年8月18日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永

山形県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月7日付け山形労発基0707第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月2日発効の山形県最低賃金（時間額822円）は、令和3年度の山形県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、山形県内の中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい状況を踏まえ、政府に対して、①業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用しやすくなるよう、一層の実効性ある制度とすること、②賃上げに伴い事業主の負担が増大する社会保険料の減免措置を講ずるなど、即応性・実効性の高い施策を実施すること、③中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁の実現に向け、親事業者への監視と指導を徹底するなど、取引適正化の実効的な施策を一層強化・拡充すること、について要望する。

山形県最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間900円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

山形県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 山形県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 822円
- (3) 発効日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の山形県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,708円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると山形県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$822 \text{円（山形県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 116,577 \text{円}$$

※ 令和5年7月12日開催中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配付資料No.2「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。



山形労発基 0818 第 1 号
令和 5 年 8 月 18 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形労働局長
小 林 学

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者 J AM 南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。



山形労発基 0818 第 2 号
令和 5 年 8 月 18 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形労働局長
小 林 学

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会山形地域協議会議長柿崎隆英から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。



山形労発基 0818 第 3 号
令和 5 年 8 月 18 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形労働局長
小 林 学

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者 J AM 南東北山形県連絡会会長納富聡から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。



山形労発基 0818 第 4 号
令和 5 年 8 月 18 日

山形地方最低賃金審議会
会長 村 山 永 殿

山形労働局長
小 林 学

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(諮問)

令和 5 年 7 月 24 日付けをもって申出代表者自動車総連山形地方協議会議長佐藤篤志から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山形県自動車整備業最低賃金（令和 2 年山形労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求めます。